型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2269	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－４Ｐ10Ｔ６ＳＫＧ	三菱　ＴＴＧ－Ｂ＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号
㊞Ｇ－2371	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－４Ｐ10Ｔ２ＳＪＧ	三菱　ＴＳＧ－Ｆ＊＊＊＊＊、ニッサン　ＴＳＧ－Ｆ＊＊＊＊＊、ＵＤトラックス　ＴＳＧ－Ｆ＊＊＊＊＊	〃
㊞Ｇ－2576	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｒ10Ｔ２ＱＫＧ	三菱　ＱＴＧ－ＭＳ96ＶＰ	〃
㊞Ｇ－2578	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｒ10Ｔ４ＱＫＧ	〃	〃

○国土交通省告示第七百九十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年三月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2633	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＥＢＤＫＦ－ＶＥ４－１	ダイハツ　ＥＢＤ－Ｓ321Ｖ、ダイハツ　ＥＢＤ－Ｓ331Ｖ、スバル　ＥＢＤ－Ｓ321Ｂ、スバル　ＥＢＤ－Ｓ331Ｂ、トヨタ　ＥＢＤ－Ｓ321Ｍ、トヨタ　ＥＢＤ－Ｓ331Ｍ、ダイハツ　ＥＢＤ－Ｓ321Ｗ、ダイハツ　ＥＢＤ－Ｓ331Ｗ、スバル　ＥＢＤ－Ｓ321Ｑ、スバル　ＥＢＤ－Ｓ331Ｑ、トヨタ　ＥＢＤ－Ｓ321Ｘ、トヨタ　ＥＢＤ－Ｓ331Ｘ	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第七百九十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月二十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2645	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ５	スズキ　ＤＢＡ－ＨＥ33Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第七百九十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1086	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3307－ＣＲ－Ｔ－ＸＤＮ	キャタピラー　ＸＤＮ－Ｈ77	株式会社クボタ　大阪市浪速区市敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第七百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年六月十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－538号	火災の危険の少ない家具及び備品（カーテンその他つり下げる織物類）	ＭＯＤＥＲＮ　ＭＤＣ㈣	MODERN INTECH CO., LTD.	453, Baegyangdaero, Sasang-gu, Busan, Republic of Korea

○国土交通省告示第七百九十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年六月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月二十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4875号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－2220型	高階救命器具株式会社	ベルト及び締め具を変更

○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日　　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	いちき串木野市照島五四九番一二から同市別府四三六番一まで（ただし、関係図面に表示する同市の部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月二十三日